

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第7回期日（20201028）に提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

## 意見陳述要旨

2020年10月28日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加藤 丈晴

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟の結審にあたり、原告ら代理人を代表して、また一人の性的マイノリティ当事者として、意見を述べさせていただきます。

この裁判で私たちが一貫して求めてきたのは、愛する人と家族として共に人生を歩むという当たり前の権利を、異性愛者だけでなく、同性愛者をはじめとする性的マイノリティにも認めてほしいということです。

このような権利が性的マイノリティにも保障されることは、婚姻の自由を保障した憲法24条及び法の下での平等を定めた憲法14条からの当然の帰結です。

ところが国は、最終準備書面においてもなお、異性愛者であっても同性愛者であっても、異性との婚姻はでき、同性間の婚姻ができないことは同じなので、性的指向に基づく差別ではないなどと主張しています。さらに国は、異性カップルか同性カップルかを問わず、婚姻によらずに一人の相手を人生のパートナーとして継続的な関係を結ぶことは可能であるから、同性カップルを婚姻制度から排除したとしても、同性愛者の尊厳を傷つけるものとはいえないとも主張しています。

しかし、次の例を考えてみてください。以前アメリカには、白人と黒人など、異なる人種間の結婚を禁止した法律がありました。このような法律が人種差別にあたり、黒人など有色人種の尊厳を傷つけるものであることに争いはないでしょう。

ところが国は、このような法律についても、白人も黒人も、異人種との結婚ができないのは同じだから、人種差別ではない、とでも主張するのでしょうか。

また、白人と黒人は、お互いに婚姻によらずに相手を人生のパートナーとして継続的な関係を結ぶことは可能であるから、このような法律は黒人の尊厳を傷つけるものではない、とでもいうのでしょうか。

国の主張は、詭弁でしかありません。私たちは、愛する人と結婚する権利を求めているのです。また、そのような愛する人との関係を、国から認めてもらいたいと望んでいるのです。そして、愛するパートナーとのかけがえのない関係が、公認されない関係として、社会に受け入れられないことで、日々尊厳が傷つけられているのです。

少し個人的な話をします。私が、自分が同性愛者であることを自覚し、自分が社会から認められない存在であることに悩み始めた高校生の時、私が同性愛について正しい知識を手に入れることができたのは、教員であった父親が定期購読していた教育雑誌からのみでした。当時広辞苑にもイミダスにも、同性愛に否定的な情報があふれていましたが、この雑誌には、今回陳述書を提出した「すこたん企画」の伊藤悟さんの連載があり、私は父親の目を盗んで、この連載をむさぼるように読んだことを覚えています。

この雑誌に、同性愛者であるがゆえに、公共施設の利用を断られたという、大変ショッキングな事件の顛末が掲載されました。そうです。あの「府中青年の家事件」です。高校生の私にとって、自分の存在を否定されるような、激しい心の痛みを感じたことを、昨日のこのように覚えています。

時は経ち、司法試験の受験生をしていた時、受験予備校で配布された判例集に、府中青年の家事件の東京高等裁判所の判決を見つけました。そこには、「都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり、知識が

ないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。」と書かれていました。私がこの判決にどれだけ勇気づけられ、同性愛者として生きていく自信を与えられたか知れません。

それから23年が過ぎました。未だに私たち性的マイノリティの権利は、法的にはまったく守られていません。それどころか、「LGBTのカップルは生産性がない」と揶揄する国会議員がいたり、レズビアンやゲイが法律で守られているという話になったら、足立区は滅んでしまうなどと述べる区議会議員がいたりする始末です。

それでも、世の中は少しずつ、しかし着実に変わってきています。この裁判を提訴してから現在までのわずかな間にも、世界では新たに3カ国が同性婚を法制化し、日本でも新たに40もの自治体が、パートナーシップ制度を導入するに至っています。先日も、ローマ教皇が、ドキュメンタリーの中で、同性カップルの法的保護を支持する発言をしたことが、大きく報じられました。伝統的なカトリックの考えも変わりつつあるのです。

その中で、変わらないのは、日本の法律のみです。私たちは、このまま国会が同性婚を法制化するのを、じっと待つことしかできないのでしょうか。いったいいつまで待てばよいのでしょうか。

私たち性的マイノリティは、その尊厳を日々傷つけられています。社会に認められないことに悩み、自ら命を絶つ者も絶えない中で、もはや待ったなしの状況です。この状況を変えられるのは、もはや裁判所しかないのです。

この署名の山を見てください。私たちのところには、この裁判を応援する性的マイノリティ当事者・非当事者を含め、3万5509筆の署名が集まっています。これだけ多くの方々が、裁判所に対して大きな期待を寄せているのです。

日本国憲法は、第13条で個人の尊重を保障し、第24条2項で、家族生活における個人の尊厳を定めています。そのような日本国憲法が、同性カップルの存在を「想定していない」とは、法律家として、とても考えられないのです。私たちは、次代を担う若き性的マイノリティ当事者たちに、「この国の基本法は、あなたたちの

存在を想定していないのだよ。」と、そんな残酷な話をしなければならないのでしょうか。

この裁判は、性的マイノリティの尊厳を取り戻すたかいです。そしてそのことは、性的マイノリティだけでなく、誰もが自分らしく生きることを国から保障されるという意味で、すべての人の尊厳にかかわる問題です。私たちが、この裁判を「結婚の自由をすべての人に」と名付けた理由はそこにあります。

裁判所におかれては、憲法の理念に立ち返り、性的マイノリティの、そしてすべての人の尊厳のために、ひるむことなく、堂々とした違憲判決を下されることを望むものであります。

以上